

**2027年国際園芸博覧会における
機運醸成・広報プロモーションの企画・実施等業務委託
のプロポーザルに係る提案書評価基準**

表1の評価項目及び配点のもと、評価を行います。

各評価項目の評価の視点は、表2のとおりとします。

表1 基本的評価事項

評価項目 (配点)	評価の着目点	配点	評価	評価 点
業務実施体制 (30 点)	管理技術者の業務実績について、同種・類似業務の実績があるか	10		
	担当技術者の業務実績について、同種・類似業務の実績があるか	10		
	業務実施体制が整っているか	10		
提案内容 (190 点)	【業務内容 第一（１）】機運醸成・広報プロモーションの全体戦略の再構築業務等について、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・効果的な提案がされているか。	40		
	【業務内容 第一（２）】機運醸成・広報プロモーションの企画・実施等業務について、本博覧会の認知度向上や来場促進を図るため、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・効果的な提案がされているか。	60		
	【業務内容 第一（３）】節目イベントの企画実施業務について、本博覧会の認知度向上を図るため、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・話題性のある提案がされているか。	30		
	【業務内容 第一（４）】メディアプロモート・効果測定について、メディアとの円滑なコミュニケーションを図り、メディア露出を図れるよう、具体的・効果的な提案がされているか。	20		
	【業務内容 第一（５）】広告制作・掲載について、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・効果的な提案がされているか。	20		
	【業務内容 第二】メディアセンター（仮称）基本計画の策定業務について、過去実績や専門的知見等に基づく提案がされているか。	20		
ヒアリング (40 点)	理解力や専門技術力があるか	20		
	取り組み意欲が感じられるか	20		
ワーク・ ライフ・ バランス に関する 取組等 (6 点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）	1		
	次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）の取得、又は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼしマーク）の取得	1		
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1		
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成している（従業員 40 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 40 人未満）	1		

	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得	1		
業務遂行能力 (10 点)	事業経費の積算は妥当で、費用対効果が高いものとなっているか	10		
評価点の合計（276 点）				

評価方法

- (1) 業務実施体制及び業務遂行能力は、A、C、Eの3段階評価を行う。
- (2) 提案内容及びヒアリングは、A、B、C、D、Eの5段階評価を行う。
- (3) 評価点は、次のように配点を行う。

配点に $A = 5/5$ 、 $B = 4/5$ 、 $C = 3/5$ 、 $D = 2/5$ 、 $E = 1/5$ を乗じて算出する。

ア 業務実施体制の各項目

配点 10 点：A=10 点、C = 6 点、E = 2 点

イ 提案内容の各項目

配点 60 点：A=60 点、B=48 点、C=36 点、D=24 点、E=12 点

配点 40 点：A=40 点、B=32 点、C=24 点、D=16 点、E = 8 点

配点 30 点：A=30 点、B=24 点、C=18 点、D=12 点、E = 6 点

配点 20 点：A=20 点、B=16 点、C=12 点、D = 8 点、E = 4 点

ウ ヒアリングの各項目

配点 20 点：A=20 点、B=16 点、C=12 点、D = 8 点、E = 4 点

エ 業務遂行能力

配点 10 点：A=10 点、C = 6 点、E = 2 点

- (4) ワーク・ライフ・バランスの取組等の評価については、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。
- (5) 提案内容及びヒアリングの各項目において、1項目でも評価がEとなった場合は失格とする。
- (6) 評価点について最上位の者が2者以上同点となった場合には、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。
- (7) 業務実施体制、業務遂行能力及びワーク・ライフ・バランスの取組等は、1者ごとに事務局が評価を行い、評価委員会で承認を行う。
- (8) 提案内容及びヒアリングは、1者ごとに各評価委員が評価を行う。
- (9) 業務実施体制、技術力、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスの取組等の評価点の合計を評価委員全員分集計し、その合計点を当該提案者の評価結果とする。
- (10) 評価点は、評価委員1名につき満点で276点とし、評価委員全員の合計で276点×5名=1,380点で満点とする。
- (11) 共同企業体を組成する場合、業務実施体制は、1者以上の構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (12) 共同企業体を組成する場合、ワーク・ライフ・バランスの取組等は、代表者たる構成員が条件に当てはまることで、該当していることとする。
- (13) 評価委員が欠席した際には、その委員の評価点は無効とし、委員会に出席した委員のみで評価を行う。
- (14) ヒアリングを実施しなかった場合には、ヒアリングに関する評価はC（40点×3/5=24点）とする。
- (15) 提案された見積金額を業務実施体制、提案内容、ヒアリング及びワーク・ライフ・バランスの取組等の点数の合計点で除した数値を1点あたりの費用金額とし、これが

少ないものをより優れているものとする。

見積金額÷(業務実施体制、提案内容、ヒアリング、ワーク・ライフ・バランスの取組等の合計点)＝1点あたりの費用金額

表 2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価				
			A	B	C	D	E
業務実施体制	管理技術者	過去の同種・類似業務の実績の内容	本業務に活かせる実績が十分にある		本業務に活かせる実績がある		本業務に活かせる実績がない
	担当技術者	過去の同種・類似業務の実績の内容	本業務に活かせる実績が十分にある		本業務に活かせる実績がある		本業務に活かせる実績がない
	業務実施体制	業務実施体制が整っているか	整っている		どちらともいえない		整っていない
提案内容	【業務内容 第一（１）】機運醸成・広報プロモーションの全体戦略の再構築業務等について、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・効果的な提案がされているか。		極めて具体的・効果的な提案がされている。	具体的・効果的な提案がされている。	どちらともいえない	あまり具体的・効果的な提案がされていない。	極めて具体的・効果的な提案がされていない。
	【業務内容 第一（２）】機運醸成・広報プロモーションの企画・実施等業務について、本博覧会の認知度向上や来場促進を図るため、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・効果的な提案がされているか。		極めて具体的・効果的な提案がされている。	具体的・効果的な提案がされている。	どちらともいえない	あまり具体的・効果的な提案がされていない。	極めて具体的・効果的な提案がされていない。
	【業務内容 第一（３）】節目イベントの企画実施業務について、本博覧会の認知度向上を図るため、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・話題性のある提案がされているか。		極めて具体的・効果的な提案がされている。	具体的・効果的な提案がされている。	どちらともいえない	あまり具体的・効果的な提案がされていない。	極めて具体的・効果的な提案がされていない。

	【業務内容 第一（４）】メディアプロモート・効果測定について、メディアとの円滑なコミュニケーションを図り、メディア露出を図れるよう、具体的・効果的な提案がされているか。	極めて具体的・効果的な提案がされている。	具体的・効果的な提案がされている。	どちらともいえない	あまり具体的・効果的な提案がされていない。	極めて具体的・効果的な提案がされていない。
	【業務内容 第一（５）】広告制作・掲載について、過去実績や専門的知見等に基づく具体的・効果的な提案がされているか。	極めて具体的・効果的な提案がされている。	具体的・効果的な提案がされている。	どちらともいえない	あまり具体的・効果的な提案がされていない。	極めて具体的・効果的な提案がされていない。
	【業務内容 第二】メディアセンター（仮称）基本計画の策定業務について、過去実績や専門的知見等に基づく提案がされているか。	極めて具体的・効果的な提案がされている。	具体的・効果的な提案がされている。	どちらともいえない	あまり具体的・効果的な提案がされていない。	極めて具体的・効果的な提案がされていない。
ヒアリング	理解力や専門技術力があるか	特に優れている	優れている	どちらともいえない	あまり妥当ではない	妥当ではない
	取り組み意欲が感じられるか	強い意欲が認められる	意欲が認められる	どちらともいえない	あまり意欲が認められない	意欲が認められない
業務遂行能力	１点あたりの費用金額	業務遂行の費用対効果が１番目に高いもの		業務遂行の費用対効果が２番目に高いもの		業務遂行の費用対効果が３番目以下のもの